

## 平成28年度第1回 名張市男女共同参画推進審議会 会議録

日時：平成28年5月11日（水）午後2時～4時

場所：市役所2階庁議室

### 1. 開会

### 2. 委嘱状交付

### 3. あいさつ

### 4. 議事

#### (1) 会長、副会長の選出

会長：細見委員 副会長：坪田委員

#### (2) (仮称) 第2次名張市男女共同参画基本計画（たたき台）第1章～第3章の課題について

資料1～5、当日配布資料6～10

(事務局) 説明 資料1

(会 長) 今、提案のあったこの性的マイノリティの説明をどうするかということですね。それと重点項目の記述ですね。資料1についてご意見をいただきましょうか。

(委 員) 重点項目と重点課題が密接に関係しているというような説明だったんですけども、重点項目の中に1、2、3、4で重点課題が並んでいますけれども、重点課題の4と9と12がこの重点項目に入っていないので、意図的に抜いているというか該当しないんですかね。

(事務局) 今新しい計画を作っていく中の取り組みとして、重点項目を4つ上げさせていただいてるんですけども、そのほかの部分は今の計画を引き継ぐ形ということで引き続きやっていくものです。

(会 長) 分かりやすくするにはどうしたら。

(委 員) 4、9、12は今取り組んでいるということですよ。

(事務局) 基本的にはそうですね。

(会 長) 重点項目というのは、特に力を入れるということなんですけども、カッコ1は、この記述は例えば重点項目だと意識啓発ですか。

(事務局) 1、2は意識啓発とワーク・ライフ・バランスの部分、1、2と重なっている部分がありますけれども。

(会 長) それが意識啓発とワーク・ライフ・バランスですね。

(事務局) そうですね。

(会 長) 2はどうなりますか。

(事務局) カッコ2は、女性活躍推進法の成立ということでワーク・ライフ・バランスが中心です。

(会 長) これは、女性活躍推進法に基づいた行動計画じゃないけれども、女性活躍推進法の中

にこういうものを作りなさいということになってましたよね。

(事務局) そうですね。

(会 長) それに対応するということですか。なるほど、そうすると、女性活躍推進法に対応した取り組みとか。

(事務局) 取り組みも含んでますということですね。それが意識啓発もありますし、女性の参画拡大っていう部分でもありますので、今までこういう計画で入っていますけれど、特に女性活躍推進法ということで女性の参画拡大を後押しする法律ができたことで、さらにプラスというか強力で施策を進めて行くという意味で書かせていただいています。

(会 長) カッコ3は防災における共同参画。それからカッコ4は性的マイノリティに対する配慮、あるいは取組ということで3、4は読んだだけで分かるんですけども、カッコ1、カッコ2は何がポイントなのかっていうのがちょっと分かりにくいですね。

だから、例えば男女共同参画意識の確立とワーク・ライフ・バランスの啓発に努めますっていう風に初めに書いて、これらは、これまで取り組んできた啓発をさらに進めますという様に2つの文に分けたらいいのかなという気がします。それから、カッコ2は女性活躍推進法、新たな女性活躍推進法に基づいた取組、新たな取組と、を進めます。で、具体的には事業計画策定という様にしたらどうですか。

(事務局) 3と4はこのままでよろしいですかね。

(会 長) どうですかね。3、4は読んで分かりますよね。このカッコ1、カッコ2がポイント的に分かりやすく、重点項目だということなんで項目という書き方をして、

(事務局) そうですね。

(会 長) その1、2、5、7これへの対応ということで、これは、ちなみにということですよ。

(事務局) そうですね。

(会 長) そういうことですね。計画の体系表の重点課題の1、2、5、7に相当しますなり対応しますというように入れといてもらえばこれは良く分かりますんで。そうしたらどうでしょうか。

(事務局) はい。

(会 長) よろしい。そういうような感じで。少しは分かりやすい。

(委 員) はい。そうですね。

(会 長) 1ページ目の第3章の4ですけども、基本目標4、「男女の」になってるけれども、これは、この計画の体系が「すべての人の人権が尊重される環境づくり」ですね。だから、訂正しておいてください。基本目標4。

(事務局) はい。目次の方ですね。

(会 長) それから、本題の性的マイノリティの記述をどうするかということです。前回の議論ではLGBTという言葉がかなり急速に広がっているから、これについて一応書いておいたらいいんじゃないかというような坪田さんのご意見でしたね。で、じゃそうしましようということになったんですけど、ちょっとこれはあの詳しく書き過ぎてるなという気がしないでも、これの説明がいるというね。

(事務局) そうですね。LGBTと性的マイノリティって簡単に説明しようと思ってもですね。

(会 長) そうです。イコールにはなり得ない。

(事務局) ならないですね。

(会 長) それは分かるんですけど、だから、LGBTと呼ぶこともあるぐらいでどうかなくて具合には思ってたんですけど。それで、LGBTの人はそのことだとレズですね。ゲイ、トランスジェンダーなどというように、などとは何だいというようになってしたら、まだもっとあるかも。そういう意味ではこの渋谷区のこれで良い。ここまで細かく書くんだったら渋谷区のこれで良いんじゃないかなと。これで、もひとつプラスLGBTなどと言う場合も、なんですか、言われる場合もあるという風にしたいらどうですか。池田先生どうです。

(委 員) そうですね。下の方は詳しすぎるし、またそれぞれの定義が要りますよね。確かにね。ただLGBTという言葉はもうこれからよく使われるようになるだろうから、やはり入れた方が良くと思いますが、どうでしょうね。これ独自で作るということはできないんですよね。しないんですか。名張市は。その渋谷区っていうのはどういう背後、後ろ盾っていうかどうゆう所から取って来てるんでしょうかね。この定義は。

(会 長) これ条例ですから。

(事務局) 条例の条文に中の一つと。

(会 長) だから、渋谷区は独自に作ってる。

(委 員) 独自に作っていると、そういうことですよ。他にはない訳ですか。

(事務局) 他には、全部当たってはいないんですけども。

(会 長) 大阪の淀川区が、レインボーって言うんですね。だから、LGBTというのは、新聞なんかにも載ると感じるんで、それぐらいのレベルで載せておいたら良いんじゃないかなという気がします。

(事務局) 性的マイノリティとLGBTは、全く一緒ですというのではないと、そういう部分はありますよというところが分かる程度で。

(会 長) そうですね。LGBTという場合もあると、言う人もあるとかいうこと。

(事務局) LGBTの定義と性的障害の関係、性同一障害との関係を。

(会 長) 関係は書かなくて良いと思うんです。

(事務局) わかりました。

(委 員) 一番最初の渋谷区の一行と最後の「なお」の所をね、その後に、もうそこへ行ってしまったらどうでしょうかね。同義で用いられることもあればという、その後のAセクシュアルやインターセックスの所は省いて、あのか他のカテゴリーを生むこともありますという形で、だいたい意味が分かるんじゃないかなと思います。

(会 長) そうですね。じゃ、そういうことにしましょうか。

(事務局) そうしたら渋谷区のものはこのまま置いといて。

(会 長) 置いといて。

(事務局) その最後の2行ですね。

(会 長) そうですね。同義で用いられることもあります。とそれで切ると。

(事務局) 説明 資料2

(会 長) それでは資料2の1ページ目から9ページ目までですね。どうでしょうか。

(委 員) 1ページの1、2、3段落、2014年で始まる場所ですね。実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、ってありまして、その次2行降りて、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、と、こう書いてあってですね、この総合ってかかるってというのは非常に曖昧な表現の様に思ったんですが、これは、計画に関するとか、かかわるという意味ですか。

(事務局) かかる、総合計画にかかる市民意識調査っていう表現ですね。

(委 員) そこです。そこがどういう意味、下の関すると同じ意味ですか。その、1、2、3行下がったところですね。

(会 長) 関するとかかるが二つ表記があるということ。

(委 員) 表記があるということなんですが。一緒の意味であれば、

(事務局) 一緒の意味。

(委 員) 一緒の意味であれば、総合計画にかかわるとか、その2行、3行下がったところの関する市民意識調査と合わせた方が良いように思いました。ちょっと曖昧な、かかるってというのは、引かかる。

(事務局) 総合計画でそういう書き方をしたんのかも分からない。

(会 長) そうですね。新しくきっちり書くときに全部点検していただいて。

(事務局) 同じ意味を違う表現にすると紛らわしいですね。

(委 員) それから、次の、市民の割合はっていうのがありますね2行目ね、2014年、割合は、若い世代を中心に高まりつつありますがって、割合が主語なんで、割合があまり続いてちょっと違和感を感じたんですが、増加。

(事務局) 増加。

(委 員) 割合ですからパーセンテージですから増加とした方が良いように思いました。

(事務局) わかりました。こういう表現のところを全部同じように修正させていただきます。

(会 長) 1ページの真ん中あたりで、しかし、っていうのが3段落目の所、ジェンダーは、とあるんですけど、ジェンダー意識はじゃないんですか、どうなんでしょう。培われてきた社会制度や慣行に基づくジェンダー意識は日常生活において根強く残っています。ジェンダーっていうの。

(委 員) ひっくり返してね、基づく社会的性別で括弧してジェンダーにしたらまだましかなと思ったんですけども。ジェンダーって言葉もう前に出ていますから。ジェンダーは、日常生活の中で依然として残っています。

(会 長) 意識じゃないかな。

(委 員) 正確に言うとな。

(会 長) 後、もう1回出てきてるんですよ。これね。ジェンダーっていうの。ジェンダー意識で通してもらって。

(事務局) 意識ですね。

(会 長) ジェンダー意識の方が分かりやすい。意識が根強く残っているからです。

(委 員) ジェンダーは主語にはなりません。

(事務局) 意識を加えさせていただきます。

(会 長) このように所がありますね、この一番下から2段目、このように1、2、3、4行が違和感があるんですよ。文章がここだけ違う、トーンが。どう変えるかっていうことなんやけれども、このように意識と実態に大きな違いがある中で、長時間労働の是正など働き方を見直し、様々な分野へ女性が参画できるような環境を整えるとともに、これは条件整備ですよ。働き方や暮らし方の意識を改革することが、仕事と生活の調和を図られた男女がともに暮らしやすさが実現につながることを理解する必要があります。と、ここがどうしても続かないんですよ。

(事務局) そうですね。長いですね。

(会 長) もういっぺん考えてもらって。

(事務局) ちょっと、言葉が多すぎるんですよ。

(委 員) 間に入り過ぎてるんですよ。

(事務局) ちょっと色々入れようと思って入れました。

(委 員) 他にも沢山あるんです。何が主語なのかっていうのがわからなくなって、括りの所の動詞が「必要があります」とか、そここそこ齟齬が起こるときが他にもあるんで。

(会 長) 働き方や暮らしの意識っていう改革をすることが、をこれ取ってしまっただけ。環境を整えるとともに仕事と生活の調和を図られた、を続けて、ともに暮らしやすい社会の実現に努めることが大切です。ともに暮らしやすい社会の実現を広く訴えていくことが重要です。こういうようにしたらどうでしょうか。それと、タイトルの所に意識改革っていうのがあるんですけども、意識改革いうたらかなりあの固い言葉ですよ。行政が意識改革をするということになるのかなというような話にもなるんですよ。だから、意識改革これを取ってしまったらどうなるかという、男女共同参画にしてみたって社会制度、環境の見直しでいいんじゃないかと。見直すということは問い直すということですよ。意識改革ですよ。どうでしょうか。今村先生。

(委 員) 凄いですね。

(会 長) 意識改革っていうたら、今は、大上段に振りかぶる言葉なんで、意識は自分自身が変わっていくものですよ。ちょっとそういう意識改革は何ヶ所か出て来るんで、本当に意識改革という言葉がここで使って良いのかと、使わないといけない所なのかって言うのをもう一度考えて。ちょっと1ページ目、もう少し分かりやすくしていただくというのを。はい。2ページ目どうでしょうか。これもね、あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解とへの理解とを取ってしまってもいいんですね。

(事務局) への理解ですね。

(会 長) への理解を取ってしまっても続きますよね。

(事務局) はい。

(会 長) それと、もう一つ、なかでも各地域でとこうあるんですけど、その3行目、上から、子どもの最善の利益に配慮してとあるんです。これをどういう様に分かりやすく書き砕いていくかということですね。

(事務局) これは名張市子ども条例というのがございまして、それに、一番はじめにですね、子どもの最善の利益という部分は位置付けてるんです。子どもの生きる権利、教育を受

ける権利とかですね、育まれる権利とか4つの権利があつてね、そういう所の根幹の部分の名張市が進めてる部分を入れさせていただいてるんです。はい。これだけ聞いたら分かりにくいですが。

(会 長) 計画にあるんですね。書いてあるんですね。それから、一番下から2段目の市民一人ひとりの上なんですけど、依然として世界の国々の状況と比較して、依然として低い水準にとどまっています。とあるけれども、ここまで読んだ人はどれぐらいやねんていう様に思うに決まってるから、それについては資料が出るんですね。

(事務局) 資料は、たたき台見ていただいたら、たたき台16ページにですね。ちょっと見にくいんですが。

(会 長) 今日の資料にも、

(事務局) 今日の資料には、これより分かりやすいかなと思って出させてもらったのが。

(会 長) 資料10ですね。

(事務局) はい。そちらを見ていただいた方が分かりやすいかなと思うんですが。その一番下ですね。日本のジェンダーギャップ指数ということで、日本は145か国中101位ということで、4つの項目、経済参画、政治参画、健康、教育ということで、これを合わせて145か国中101位ということ、特に政治と経済参画が数字的には低いということですね。

(会 長) そしたら、図②の2のようになってしまうといけません。というように依然として低い数字にとどまっています。となると2の2を見ますからね。あそうだなということになるから。そういうように入れていただいたらと思いますね。

(委 員) よろしいですか。2段落目ですけども、この1段落目の主たる主張点というのは、最後の辺ですよ。意識を高め男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に発揮するためには家庭や学校、地域などにおける教育学習の果たす役割が大変重要。教育や学習の果たす役割が重要です。重要ですというのが1段落目ですよ。その次にですね、しかしの所が2行ほどあって、これが読むとちょっと浮いてるような気がして、あるいは短すぎるっていう気がして、重要です。そして、各地域で男女共同参画と3段落目、4段落目にはこの言葉であるから3と4は離せないんですけども、名張市としては、その2段落目にあることっていうのは、どういう風な位置付けでここに入れてらっしゃるのかな。ちょっと弱いし、もう1段落目の趣旨をですね、ここまで入れてしまって、2を1の中に入れてしまって、この地域とか学校の教育の役割が非常に重要であるという事を踏まえて、2段落目が来て十分ではない、そこんところをあの改革するっていうようなのにすればちょっとすっきりするかなと思ったんですけども。まあ、2行ですから、段落にはなるんですけどね。どうでしょうか。実際にはという言葉もちょっと浮いててですね、しかし、実際には男女共同参画という言葉は浸透しつつあります。実際には浸透しつつあるんですよ。この実際には、は、後ろじゃないですよ。だから、実際には浸透しつつありますが、関連する法令や制度についての認識はなお十分ではありません。これを少し、なんかすっきりしない。すっきりしない感じが、なんか消化不良起こすみたいない感じがしたんですね。これ前の時もちょっと気になってたんですけども。やはり、段落には一つのテーマを一つス

パット入れていって、頭に置いていった方が良いんじゃないかなという気がするんですね。ですから、いずれの方が一番主要なというか。

(会 長) それと、もう一つは、しかし実際にはって浸透あるけれども、関連…今の不十分ですということがデータで市民意識調査で言えるんですね。

(事務局) たたき台戻っていただいたら。

(会 長) 何ページでした。

(事務局) 14、15が重点課題2ですけれども、その言われている認知度のデータがあるんですけれど。

(会 長) 15年度と26年度を比較しているんですね。

(事務局) 前回ご意見いただいたので、26年度だけにしようかと思っておりますが、必要であれば15年度も入れさせてもらおうと思います。ただ、15年度と26年度でちょっと項目が違いますのでどうかなるかという部分がありますけども。

(会 長) リプロダクティブヘルスアンドライツが全く増加していないというのが面白いね。どうですか、このたたき台の15ページ。そういう意味で見ると15も捨てがたい。15年のこれはね。ここだけね。

(委 員) ここでね、実際にはってというのが違和感ある。男女共同参画という言葉は浸透しつつありますが、その実際には関連する法令や制度についての認識は今なお十分ではありません。という、こっちの方に実際にはかかっていると思うんですね。

(委 員) だから、曖昧だけ、しいて言えば後ろです。

(事務局) 後ろですね。はい。

(会 長) それでこの表を、のように入れていく。それともう一つは26年度は全体があるんですけど、15年は男女だけでしょ。統一してもらって、全体は要りませんので。

(事務局) 要りませんね。同じ項目で、男女で両方載せると。

(会 長) そうです。そうしたら分かりやすい。よろしいですか。だいぶ分かりやすくなってきましたね。それでは、次、重点課題3ですね。どうでしたか。あの、真ん中辺り、本市でもということで、40にならないことをということでしたが、2015年現在では25.7%でありですね。それから、後、ないですか。

(委 員) 最後の段落の事業所として、赤で書いてあるところですね。これ何処にかかるんですか。市は、事業所として行政分野での政策、方針決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、市は事業所として、で、その次は民間事業所に向けて女性の管理職などへ参画拡大の働きかけや人材育成のための取り組みを進める必要があります。ここに、事業所としてって入ったのはどんな意味なんです。

(事務局) これはですね、後で説明するんですけども、女性活躍推進法によりまして、名張市が事業所として女性の参画拡大の計画を作りなさいというのがあるんです。

(委 員) 市が事業所として。

(事務局) それとともに市も、名張市として事業所に働きかけなさいと2つあるんですね。市としても作りなさい。で、300人以上の事業所を中心に作るように啓発しなさい。進めなさいというのがあると。2つがあると。

(会 長) だから、事業者としての市は。ということですね。

(委員) 事業所としての市は。だから、市と民間が同じレベルで事業所としてこれから共同していくということですね。

(会長) よろしいですか。3ページ。4ページはどうですか。では、5ページはどうでしょう。

(委員) 5ページ、ちょっと言葉の引っかかる所がいくつかあるんですけど。第1段落目ですね。何とか3行目の見られる中で女性が個性と能力を十分発揮し、責任ある仕事をすることで、働く場に多様な価値観をもたらし、これの主語は女性ですね。

(事務局) そうですね。

(委員) 女性が発揮して働く場に多様な価値観をもたらしですね、その次の活力ある社会の構築に繋がります。ちょっとこれ、日本語が引っ掛かります。すいません。

(事務局) 女性の参画によって、性別にかかわらず男女が、ともに働く場で活躍することによって、という意味合いですので女性だけではない。

(委員) 女性だけではない。あ、そこで主語が変わってくる訳ですね。ここから、女性が能力を十分発揮して責任ある仕事をすることで、働く場に多様な価値観がもたらされる。これは女性が登場することによって価値観の多様化が起こる。ですよ。そしてその次で、活力ある社会の構築に、そのことがっていうことですか。

(事務局) そうですね。

(会長) じゃそこで切りましょうか。多様な価値観をもたらします。そのことは、

(委員) そうなんです。

(会長) 活力ある社会

(委員) の構築に繋がります。

(会長) 活力ある社会の大きな要素です。かなんとか。

(委員) という、赤い所がちょっと浮くんですよ。

(事務局) 働く場に多様な価値観をもたらします。で、切りまして、そのことが活力ある社会の構築に繋がります。

(会長) そうやね。

(委員) それでいいです。はい。

(会長) よろしいですか。じゃ、6ページ、

(委員) 第3段落目、国ではの所の、あの、後ろの方なんですけども、女性や子供の視点をとこの供は、ひらがなに変えた方が良いと思うんです。

(事務局) ああ、そうですね。

(委員) 細かいことですが。それと、今までね、凄いい文書を色々と短く分かりやすくっていう形で縮小してきているなって言う感覚なんですけれども、ここでね、1、2、3、4段落目の、本市ではっていう所で、災害時に備え地域づくり組織、あと…ずっとこう日頃から高齢者や障害者の特に支援が必要とされる人が、地域のどこに暮らしているのかを把握すると共に支援が必要とされる人たちを支援する。ってこうなんかすごく同じ言葉が何回も出てくるので、その、把握すると共に、点のあとね、その人たちを支援する関係づくりが重要となるためっていう形に変えた方が、かえって読みやすく分かりやすいんじゃないかなって思ったんですけども。だから支援が必要とされる人たちを支援する関係づくりっていうことなだけけれども、その前に、あの特



に支援が必要とされる人がっていう風に見えるのでね。その人たちを支援する関係づくりが重要となるためとか。なんかちょっと整理した方が読みやすくないかなと。

(会 長) 重要となりますで、切ったらどうです。

(委 員) そうですよ。なりますでストップですね。

(会 長) 高齢者ひとり暮らし世帯など災害時に何らかの支援が必要とされる人とその近隣における支援者を結ぶあんしんねっとの取り組みを全地域で進めていきます。か。

(委 員) そうですね。

(事務局) います。ってなってるんですけども、

(会 長) います。行きます。今やってるんですけども、更にやっていくと、そういうことでしょ。

(事務局) この現状と課題の書き方は、現状がこうあってこういうことが課題であります。っていう書き方になっているんですね。ですので、そういう意味から言うと。

(会 長) 取組は全地域で進めて、一層進めて行きます。と出来ませんの。

(事務局) ここは課題を書かしていただくという部分で言うと、進めています。更には具体的施策でこういうことをしますっていうような書き方にさせていただいてるんですけども。

(会 長) じゃ、ま、そうゆうことで。それから、7ページ目でいいですか。それから、この2段落目で家事、子育て介護などの多くは依然として主にといいそこなんですけども、こういう状況は妻の就業の有無とはあまり関係がなくて、この共働き専業いずれにおいても時間の短さが指摘されています。これは資料である訳ですね。34、35、

(事務局) それに直接はないですね。うち、市でもその調査はしてないんですけども、ま、全般的に、全国的にそういうのは出ています。

(会 長) 出ていると言うことがね。

(事務局) ここには載せさせていただいてない。

(会 長) 載せてないと。そしたら例えば国の調査で何時間、何時間という様に入れたらどうですか。疑り深い人は資料見せてみとか言われるかも、説得力もあるしね。

(事務局) そうなのがグラフがあれば載せると。

(会 長) 確かあると思うんですよ。

(事務局) あると思います。

(会 長) 生活時間調査で。最新のもね。次の資料はあるんですね。介護などの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。

(事務局) それはですね。前もご指摘いただいて、今日の資料で方が分かりやすいんですが、資料の4、資料4、今日のじゃなくて、事前にお送りさせていただいた資料4ってございますか。資料4の裏側にグラフがあるんです。介護者なんですけども、これをグラフ化させていただきました。真ん中辺のグラフ3つ見ていただくと主な介護者の状況ということで一番左が国の厚労省のグラフで、配偶者、子、子の配偶者ということだけれども、同居配偶者の割合は女性が68.7%という割合、右側の主な介護者⑨の3は市の調査なんですけども、同じように男性が答えた主な介護者は配偶者が57.8%、約6割を占めているというような結果が出ておりますので、やっぱり女性に介護の負担が出てるといのが良く分かるかなと思います。そういうことで、本文にも

43ページ資料⑨の2、3参照ということで書かせていただいたんですけども。

(会 長) そしたらこれ、9のこれ全国統計要ります、9の2要らないんじゃない。9の3名張だけでいいんじゃない。

(事務局) そうですか。

(会 長) ややこしいね。

(事務局) 9の3参照。

(会 長) ちょっと分かりやすく。男性と女性。ちょっと男性と女性っていうところ強調して、あ、なる程というこういうことで良く分かる。それが入るとのことですね。はい。よろしいですか。次は、8ページ、8ページは書き直してもらった今日の資料6ですね。これで良く分かります。

(委 員) 一番下の地域型保育事業の説明のところ、下から2行目、居宅訪問可型、この可って必要なのか、要らないん違うんかなって思ったんですけども。

(事務局) そうですね。居宅訪問型保育です。

(会 長) では、9ページは、あのデータを入れていただいて良く分かるようになってると思いますけど。これは、担当部局にも少しちょっとチェックしていただくように。

(事務局) そうですね。円グラフにさせてもらうっていうことは許可いただいておりますので。

(会 長) そうですね。良かったと思います。重点課題10行きましょうか。

(委 員) ちょっと待ってください。9の所の最後の今後はの最後の段落なんですけども、最後の段落、今後はのところです。その2行目下がった複合的っていうのがあるんですが、これを複合的ってのは必要なかどうか。何とかにより高齢者や障害者だけでなく、ひとり親家族などの困難な状況に置かれている人たちへも支援を広げ、など、ひとり親家族など複合的に困難な状態に置かれている人たち、これいったいなんやと思ってしまうんですね。

(委 員) 重なっている人がいるんです。

(事務局) ひとり親であること。

(委 員) ひとり、で、他の条件。

(事務局) 子どもの教育とかにも影響があるということで複合的な連鎖。負の連鎖に繋がるというような部分で書かせていただいたんです。

(委 員) それならば、多重、重なるんですよね。多重という意味から、複合的なのは、その様々な原因が合わさって、ひとりの人物の中に色々な悪条件が入ってるっていうことなんです。意味はだいたい分かるんですけどね。

(委 員) なんか難しいですよ。捉え方が。

(委 員) ひとり親家族など、あえていのかと思ったのでちょっと質問に出したんですけどね。

(会 長) そうか、複合という意味はどうゆうことかということですね。どういうことでしょうか。

(委 員) ひとり親家庭で、子どもが障害者の人もいますよね。だから、なんか凄い大変な状況の人も実際にいらっしゃるのを知ってるんですけどね。

(委 員) 自分自身の障害の方もおられますしね。

(事務局) まずは、女性であるという事で収入が少ないっていうのがあって、ひとり親ということは、ますます自活出来にくい状況である。プラス、子どもの養育に影響が出るというところあたり。

(委員) 難しいですね。読んでそういう実例が目につく人は分かるけど。

(会長) 複合的に困難な、複合的、これを分かりやすい言葉に変えたとしたら何があるかしら。

(委員) 様々な困難な状況に置かれている人たちへも。ちょっとボケますかね。これ、も一回使ったと思うんですけど。ま、それが定義ちゃんとされていれば別に良いと思います。

(会長) だから、置いといて、複合的てなんやねんということで議論が深まればそれはそれで良いですね。

(委員) それだったら、もっと多重苦になるもんで、色んな苦しみがいっぱい集まることなので非常にシリアスな状況ですね。もう少し力を入れて書いても良いかも知れないような気がします。この一つの言葉でさらっと行くと、えっ、て、どういう状況って、そういう所に名張市ではもう少しそういう事例もあるっていうことを把握してもらえればね。まさにそこんところが支援のしどころって思います。

(会長) 障害者や高齢者という様に者を付けるからダメなんですよ。高齢や障害、あるいはひとり親家族など複合的な、複合的に困難な状況に置かれている。

(委員) この意味は、高齢者の方もおられます。障害者の方もおられます。ひとり親の家庭もあるんですけど、その人たちの中には、それだけじゃない他にも色んな苦しみを重ねて持っている人がいる。っていうそういう意味でしょ。

(事務局) 複合的っていう言葉を。置いておきますか。

(会長) 置いておくと。最後の所で皆さんの意見を聞いて、はい。じゃ、ちょっと急ぎましょうか。

(事務局) 今資料2は説明させていただいてご意見いただきました。その後、今日初めてお示しする部分がありまして、先程ちらっと言わせてもらったように、名張市特定事業主行動計画を作りまして、その内容をこの男女共同参画基本計画と一緒に入れさせてもらうっていうことを説明させていただきたいと思いますのでご用意いただくのは、今日お配りした資料8と事前にお送りしています資料3と一緒に見ていただきながらと思います。

(事務局) 説明 資料3 資料8

(会長) はい、よろしいか。良いと思いますね。19の書き換え、こっちの方があのかなり実効性があるように思います。これ、職員一人一人は、ひとりにはひらがなかな。いちにん、統一してもらっていい。

(事務局) そうですね。

(会長) いちにん、ひとり。

(委員) 後ろがひらがなになってますね。

(会長) それから、資料9の一番下、二重丸は新規項目、新規19項目。

(事務局) ええ、この今赤で書かせていただいた部分が増えましたので、16から19に増えましてっていう風に。

(会長) だから、丸印は新規19項目で良いんですね。

(事務局) そうですね。

(会長) 項目ってあるから。新規の19項目。そういうことにした方が分かりやすい。いいんじゃないでしょうかね。事業主行動計画なかなか分かりやすくまとまっていると思います。それで、これを数値目標の所へ入れていただいて良いと思います。後は何かありましたか。

(事務局) 後は資料の4です。

#### 事務局説明 資料4

(会長) 今日の課題はそれで全て終わりですか。

(事務局) 後は、もう簡単に言わせていただきます。

#### 事務局説明 資料7

(会長) コンパクトにして分かりやすく。良いと思います。そしたら、資料多いんで、もうほとんど行けますよね。あと、もう1回ぐらい。ということは、これせっかく作ってもうてケチつけんの悪いけど、こうゆう風な形、全体をたたき台の、

(事務局) 次の会議ではですね。

(会長) そういう形でもう入れ込んでもらって、

(事務局) たたき台は置いといてですね。

(会長) 今までのね。これ全部入れたやつ。

(事務局) 入れたやつ。

(会長) 作ってもらったら、かなりいいと思う。分かると思う。

(委員) 細かいとこでちょっとだけ気になったところ言ってよろしいですか。たたき台で以前配っていただいた、この資料のグラフの所の、⑤の3事業所での育児や介護との両立支援についてっていう、この表のね。27ページの上の表なんですけれども、その7番目育児介護中の従業員なのに授業員になってるんです。

それから、一番最後の56ページなんですけれども、下から2番目の家庭生活と社会活動の両立支援の所のね、名張市の生活保護率の所のパーセントが変なんですよね。7.5。

(事務局) これはですね、パーミルって言いまして、パーセントよりも小さいんです

(委員) こなんあるんですか。

(事務局) パーミル、千分の1ですね。保護率を示す場合はパーミルという表現。

(委員) 他の所が全部パーセントなもので、パーミルっていうのを、なんか、ここ違うよっていうのは、

(事務局) 説明を。

(委員) 説明があった方が、パッと見た時にパーミルって普段使わないので。

(事務局) 使いません。

(委員) 全部パーセントやったら0.75パーセントですよ。

(事務局) 統一するんであればね。そうですね。

(委員) 統一するんであればね。

(会長) じゃ、統一したらどうですか。

(委員) その方が良い。

(会長) それは差支えない。単位を揃えるだけやから。それは差支えないと思う。

### (3) (仮称) 第2次名張市男女共同参画基本計画(たたき台) 第1章~第3章の課題について

事務局説明 資料2 (10ページ)

(会長) はい、これは、ジェンダー意識と入れた方が分かりやすいかな。

(委員) さっきと同じことですね。

(会長) よろしいですか。じゃ、次に11ページ。数字が入ったんですか。都道府県の労働局等に寄せられた相談件数は、これ消したんですね。

(委員) 件数は増加傾向にある他って書いてある。ここに。

(会長) もう見ましたから、皆さん。

(事務局) はい、分かりました。

(会長) で、最新の数字が入ったということですね。

(事務局) そうですね。2015年度を入れさせていただきました。

(事務局) それから、下の方で、消させていただいているのは、都道府県労働局の相談件数なんですけども、資料に載せさせてもらいますので、このページ分量多いですので、削らせてもらおうかなという案です。

(会長) はい、いいですか。

(委員) ちょっと、名張市の女性相談の延べ件数ですけども、2005年の件数は257件で、15年は1,118件やと、中でもDVの相談の延べ件数増えたんかなと思ったんですよ。いきなりもう相談延べ件数は、あの、2015年ですか、の件数が出て来てるんですよ。

(会長) なるほど。

(委員) 分かりますよね。せやから、比べるのがね、2005年の総数と2014年の総数だったら、DV相談も2005年の相談件数と2014年の相談件数があって、その中で2014年のDV相談は、それは全体の22パーセントも占めてるんですよという、の方がすんなりこう入ってくるかなと思ったんです。

(会長) 2つのこと一緒に書いてるからね。ここはだから、大幅に増加しています。中でもDV相談は、これこれ。

(委員) ただ、中でもになると、取りあえず、相談、DVの相談件数は増えてるんですよ。これ、おそらく、増えてるんですかね。

(事務局) 相談件数としては、前年よりも減ってますね。

(委員) 減ってるんですか。ただ、パッとこう期待しながら読んでたら、大幅に増加してるか

ら、DVと来たら、あっ、これも増えてるんやなと思ったら、件数がなかったも、全体の占めてる割合って来たからね、ちょっとカクッと来たんですよ。感じとしてね。

(会 長) 切って、大幅に増加して、

(委 員) いる。更に、加えてね、

(会 長) その相談件数の一番多いのかな、まあ、そんなこと言わなくてもいいから。

(委 員) 何年度にてほしい訳ですよ。DV相談、延べ何年度の。

(会 長) そうそう。2015年はDV相談が22.2%を占めています。と、そうしときましよう。資料がないんだから。減ってるんですね。

(事務局) 減ってますね。

(会 長) 相談は増えてるけれどもDVは確認出来ないということですね。

(事務局) はい。

(委 員) 減ってるけれども、まだ22%もあるということですか。

(事務局) そうですね。減ってても。

(委 員) そういうことを言いたいというか。

(事務局) 昔は40%とか、そんなこともあったんですけどだんだん減ってます。と、いうことです。

(会 長) よろしいですか。

(委 員) 一番最後はもうちょっとシンプルにした方が良いと思ったのと、もう一つはセクシャルハラスメントっていうのは注は要らないんですか、セクハラ。

(事務局) はい。

(委 員) 要らない。パワーハラスメントが、

(会 長) 一番上。

(委 員) セクシャルハラスメントっていうのは、セクハラで結構有名になってるんですが、これはセクハラをされた人が不快を感じた時のみ発生するとかですね。ちょっとややこしいんですよ。だから一般的なセクシャルハラスメントっていうのはどういうものかっていうのをね。

(会 長) 脚注。

(委 員) もう有名すぎますか。

(会 長) どうでしょうね。セクハラいうたらね、8割ぐらいは知ってると思うんですけど。

(委 員) 中身はあまり知られてないでしょ。内実は。まあ、ちょっとそれ感じたものでね。パワーハラスメントっていうのは、新しい言葉かも知れないですけどね。

(事務局) セクハラは最初に出てきますね。

(委 員) 出てきましたか。

(事務局) ええ、ちょっと、たたき台ではなかったんですが。何回か前に脚注に。ないですね。

(委 員) なかったような気がしたんです。

(事務局) ハラスメントっていうのがありますから。一回確認して、もしないようであれば、

(委 員) そうですね。

(事務局) 脚注ということで。

(委 員) 若干、微妙なテーマなんで、明らかにしといた方が良いと思うのと。最後の所のその

ためにはって、最後の段落の2行目ですよ。家庭、教育現場、地域、事業所などに向けた暴力を容認しない社会風土の醸成などの意識啓発と同時に、ここちょっと長く引っ張り過ぎでちょっと苦しくなりますね。ちょっとこの辺もう少し、何々がどうしたみたいな感じの、文体にした方が分かりやすいかな。事業所など。

(会 長) 削ったらいい。

(委 員) 削るか、などに向けて、暴力を

(会 長) 容認しない社会風土の醸成と同時に。

(委 員) 同時に、同時にこれこれっていうようにするか。ちょっとあまりに情報入り過ぎているようなので。

(委 員) 細かい訂正で、ここだけ1文字ずれてますね。

(会 長) さて、今日のあれは12ページまでですね。ちょっと、あげて行きましょう。リプロダクティブヘルス、これは。

(事務局) 簡単に説明させていただきませんか。

事務局説明 資料2 (12ページ)

(委 員) 段落3つ目の、本市では、なんですけども、これは、主語が本市で取り組んできました。今後も本市は何々しますということですよ。

(事務局) はい。

(委 員) それで、本市は行くことが必要です。というのは、第三者になんかこう、言うてるような感じにならないですかね。

(事務局) ええ、そうですね。

(委 員) 本市は進めていきますかなんか。進めて行くと考えているとかなんかそんな感じかなという気がしたんですけど。

(事務局) そうなんです、現状と課題の書き方を統一するとこういう表現になってしまうと。ちょっと、悩ましいところなんですけどね。

(委 員) この、今日来るにあたって、私の場合は最初10、11から読んでいったんです。ほんで、現状と課題という項目を読み飛ばして読んでしまったんです。すると、なんかこれ第三者になんかを言ってるような表現に全部見えて来たんですよ。せやから、それはおかしいとワーと書いてきたんですけどね。今日話しやってきたら現状と課題やから、こういう現状と課題がありますよと、市としては、こうゆう施策をやりますということを後で述べる訳ですね。形としてはね。

(事務局) そういう書き方になってます。

(委 員) そうなるんですよ。だから、今日、言おかなと思ってたけど、みなボツにするんですけど、その中で現状と課題の、その動詞がちょっと気になる。

(事務局) 主語と述語っていう関係がちょっと曖昧な部分があるんですよ。もう一回洗い出させていただきたいと思います。

(会 長) 進めてまいりますとは言わなくていいけども。

(事務局) そうですね。

(会 長) えっと、今日はここまででいいんですよ。スケジュール的には。

(事務局) できたら第4章も行きたかったんですけども。

(会 長) 第4章見ていただきました。

(事務局) 次の13ページだけなんです。

(会 長) 見ましたけど、私は何もなかったです。

(委 員) なにもないですね。

(事務局) ないですか。はい。

(会 長) なかったですね。それじゃ、せっかくの推進会議、分かりやすい形でしょ。こうしてこう見出しがあって、これがあの重点目標の時もこういう形にできたらいいんですけどね。一番初めにね。ちょっと考えてみて下さい。重点項目の書き方。

(事務局) 重点項目の書き方ですね。項目があって中身があるっていう書き方ですね。

(会 長) 読みやすい。はい。そしたら、今日のを元にして、たたき台のバージョンアップしたものを作っていただくと。

(事務局) そうですね。今日で、事務局の説明は全部終わらせていただいたんですね。たたき台の。で、課題をいただいて、6月24日は最後の会議ということで、全体の構成が分かるような形で資料を用意させていただきたいと思います。

(会 長) それで、それを全体通して皆さん読んでもらうから、できるだけ早めに。

(事務局) そうですね。

(会 長) いただいて。綺麗にすると。

(委 員) 生活保護とかね、そういうものをね、受ける人が増えるとか減るとかいう考え方あるでしょ、で、それを減らしていくのが行政としてね、あの、取るべき方向というのがまずあると思うんです。しかしね、実際の所、現実社会、行政がしっかりしてて、そうゆう保護の人に対して色んなことをやってるという市があればね、隣の市からね、それを求めてやってきたらね、これまた人数が増えるじゃないですか。大阪市の場合はね、生活保護の人が多いですよね、なんでかいうたら、前、ドキュメントでやってましたけどね、例えば、県は知りませんが、長野とか東北とか色んな所からね、これ、交通費やから持って行って大阪に行きなさいと、大阪に住んだらね、大阪市、手厚い保護してくれるからということで、バーっと入ってくるんですよ、そんなら、大阪市がまた生活保護の率が上がるんですよ、お金も上がるんですよ、だから、現実の保護受けるというか、市民はやっぱ一番こう、手厚いことやってる市にね、流れ込んでくるんじゃないかと思うんですね。だから、この人数でね、あの把握するのはね、これやったから悪いとか、これだったから良くなったとか言うのはね、ちょっと判断しにくいかなという様なことを思うんですけどね。

(会 長) この生活保護の数値は、他の別の行動計画とかの中にあるんですか。

(事務局) これは、総合計画の中に挙げさせていただいてあります。

(会 長) 総合計画の中にある。

(事務局) そのまま入れさせて。

(委 員) なんか今の聞いてますとね、本当は生活保護を受けた方がいいのに、なかなか生活保護の窓口で、テレビでやってただけけれども、蹴られたっていうのをね、それを想像してしまって、数字を減らすことだけが目標にならないように、ひとりひとりの状況



をきちんと見ていくっていう方向になってほしいなあっていうのを、数字だけ見ているとちょっと心配になりました。それと、凄くなんていうかな、色んな部署でね、この良い中身の物をね、ずーとここまで作ってきていただいているなっていうのを今回審議委員にならせていただいて、凄い努力を感じたんですけれども、あの、実際問題として、去年度になるんですけれども、名張市の採用試験受けた方で、二次面接まで行って、女性の面接官から妊娠の可能性はありませんかって聞かれて、男性と女性と面接官両方いてはりますでしょ。妊娠が分かった時点で、辞めてもらうことになりまして、ゆう様なことを言われて、凄い、その時は何もよう言わんと、後で悶々として、で、私が色々その男女共同参画のことをね、あの、ネットワーク会議とかでもやっていると、私が色々その男女共同参画のことをね、あの、ネットワーク会議とかでもやっていると、知ってるから、それで、ちょっと言われたんやと思うんですけどね、他にも色んな所をね、採用試験受けに行ってるけど、そんなん言われたん初めてで何にも自分としてはその場で言葉が出なかった。って言って、で、何も言えなかった自分にも悔しいけれども、でも、やっぱりそうゆうのが残ってるのかなっていうのを凄く思ったって言うてはったんで、なにか、その辺りのね、その職員の研修とかも色々この数値目標とかも書いてしてはるんで、面接された方は職員ではないと思うんですけど、やっぱり色んな場面でね、この、意識改革っていうのは、あの、全庁挙げてやってもらって研修もこう頑張ってもらってっていうようなね、そういう形に、こうしていただけたらなあって、あの、一部のね、その担当部署の人達とかその周りの人達は一生懸命凄く頑張ってやってくれてるのに、あんまりそういう意識のない人も中には、一番進める側やからね、行政っていうのは、だから、ちょっと、凄い、あの私も聞いた方もショックやったんです。そんなんで、その辺りを何とか改善できたらなっていうのを思いました。

(会 長) 問題を知らないと、ね、私達も議論できないしね。だからそうやって言うていただくっていうことは非常に大切なこと、あの、多分、市もね、ちゃんと受け止めてもらえると思います。

(委 員) 面接、委託なんかします。面接するのにそんな一番大事なこと。

(事務局) 試験委員会っていう所で行いますので。

(委 員) そんなんがあるんですか。

(事務局) それは全く第3者です。市の職員ではない。外部に委託っていうか。委託してそこでしてもらおう。

(委 員) そうなんですか。

(会 長) そうすると、やっぱり市がそういうことをやっているという具合に見ちゃうから。

(事務局) 見られてしまいます。

(会 長) だから、市に責任はありませんとは言えない。

(事務局) それはもちろん言えませんね。

(委 員) それいつの話ですか。

(委 員) もう1回ちゃんと聞いてきます。ただ、本人は、あちこち採用試験を受けている最中やったから、大分後になってから、私が聞いたのがもう、4月に入ってからで、別の一般の所で採用、正規が決まったから。でも、試験受ける方としたらあんまり表立っ

て色々と文句言ったりとそういうのをすると、あの、うるさい人と思われたら困るっていうのもあったのかなと思うんですけどね。

(委員) まだ、新しい話ですね。

(会長) いちどまた、職員研修なんかで事例としてそういうのも議論していただいたら良いと思います。

(事務局) 1点だけ、皆さんには、毎年8月に事業実施計画に基づく各室の事業評価をしていただいているんですけども、今年度は、審議会の回数が多いですので、6月の審議会が終わって、市民の皆さんからパブリックコメントいただいて、その意見を基に修正がかかる部分があるんです。それが、11月に開くんですけども、その時にちょっと時間をいただいて、27年度の事業の評価ということで時間をいただきたいということをお願いしたいと思うんですけども。よろしいでしょうか。

(会長) 結構です。ご苦労様でした。

## 5. その他

- ・今後の審議会日程について